

公立大学法人金沢美術工芸大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 法人の組織

第1節 役員及び職員（第8条－第13条）

第2節 理事会（第14条－第17条）

第3節 経営審議会（第18条－第21条）

第4節 教育研究審議会（第22条－第25条）

第3章 業務の範囲及び執行（第26条・第27条）

第4章 資本金等（第28条・第29条）

第5章 委任（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、金沢の歴史と風土に培われた「ものづくりの精神」を受け継ぎ、美術・工芸・デザインの分野における専門の理論と技術を研究し教授することを通じて、広い視野と豊かな感性を兼ね備えた人材を育成するとともに、知と創造の拠点として、研究成果の社会還元や次代を拓く新たな芸術の発信を行い、もって文化の向上と地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、金沢美術工芸大学（以下「美術工芸大学」という。）を金沢市小立野2丁目40番1号に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、金沢市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を金沢市小立野2丁目40番1号に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、金沢市公報に掲載して行う。

第2章 法人の組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 5人以内
- (3) 監事 2人以内

2 法人に、副理事長は置かない。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第14条第1項に規定する理事会の議を経なければならない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。
- 4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、金沢市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 6 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、法人が次に掲げる書類を金沢市長(以下「市長」という。)に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他金沢市の規則で定める書類
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を

提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

2 理事長は、美術工芸大学の学長となる。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

（1）第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者（理事長を除く。）のうちから、当該経営審議会において選出された者

（2）第22条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）のうちから、当該教育研究審議会において選出された者

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 市長は、理事長が法第17条第2項又は第3項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について理事長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（理事及び監事の任命）

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

（役員の任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、監事に欠員を生じた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

（職員）

第13条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に監事の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、監事は議決に加わることはできない。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が必要があると認める場合に招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）並びに中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 中期計画を除くほか、法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 職員の人事に関する方針及び基準に係る事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事及び職員

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 前項第3号に掲げる委員の数は、委員総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期とする。

5 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画を除くほか、法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事に関する事項のうち、定数、福利厚生その他の法人の経営に関するもの
- (6) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第4節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 法人に、美術工芸大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事及び職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期とする。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研

究に関するもの

(2) 中期計画を除くほか、法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(4) 教員の人事に関する事項(定数、福利厚生その他の法人の経営に関するものを除く。)

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他美術工芸大学の教育研究に関する重要事項

第3章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 美術工芸大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 美術工芸大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第28条 法人の資本金は、金沢市が出資するものとし、当該資本金の額は、別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として金沢市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第29条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを金沢市に帰属させる。

第5章 委任

(委任)

第30条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命の特例)

2 法人の成立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(最初の理事長の任期の特例)

3 前項に規定する理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和5年10月1日から施行する。

別表 (第28条関係)

1 土地

所 在	種 別	地 目	面 積 (単位：㎡)
金沢市小立野2丁目933番5	校舎用地	学校用地	47,212
金沢市天神町1丁目500番8	宿舎用地	宅地	175.95
金沢市天神町1丁目500番9	宿舎用地	宅地	199.77
金沢市天神町1丁目500番10	宿舎用地	宅地	236.48
金沢市主計町206番	宿舎用地	宅地	54.21

2 建物

所 在	金沢市小立野 2 丁目 933 番地 5		
種 類	構 造	延床面積 (単位：㎡)	備 考
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き3階建	30,830.59	大学棟
車庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	105.84	(附属建物)
倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	84.11	(附属建物)
駐輪場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	140.40	(附属建物)
駐輪場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	171.60	(附属建物)
校舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	15.52	(附属建物)
講堂	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,631.44	多目的ホール棟
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	339.63	彫刻棟

所 在	金沢市天神町 1 丁目 500 番地 8		
種 類	構 造	延床面積 (単位：㎡)	備 考
居宅	木造かわらぶき 2 階建	133.21	

所 在	金沢市天神町 1 丁目 500 番地 9		
種 類	構 造	延床面積 (単位：㎡)	備 考
居宅	木造かわらぶき 2 階建	141.10	

所 在	金沢市天神町 1 丁目 500 番地 10		
種 類	構 造	延床面積 (単位：㎡)	備 考
居宅	木造かわらぶき 2 階建	137.94	

所 在	金沢市主計町 206 番地		
-----	---------------	--	--

種 類	構 造	延床面積 (単位：㎡)	備 考
居 宅	木造かわらぶき 2 階建	59.35	